

会則

Sheraton Sports Club

第1条 (名称)

本クラブはシェラトンスポーツクラブ(以下「本クラブ」という。)と称します。

第2条 (所在地)

本クラブの所在地は、横浜市西区北幸1-3-23
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ内とします。

第3条 (運営・管理)

本クラブは、相鉄ホテル株式会社(以下「会社」という。次条に定義する「細則」及び「利用規定」において同じ。)がその運営・管理に当たります。

第4条 (本クラブの施設の利用)

会員等(第6条に定める個人会員及び法人会員の役職員をいう。以下「会員等」という。)は本会則及び別に定める細則(以下「細則」という。)、施設利用規定(以下「利用規定」という。)、横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ施設利用規約(以下「施設利用規約」という。)その他会社が定める規定に従って、本クラブの以下の施設(以下「施設」という。)を利用することができます。

○トレーニングルーム ○プール ○サウナ

なお、本会則、細則または利用規定(以下これらをまとめて「本会則等」という。)と施設利用規約またはその会社が定める規定(以下「施設利用規約等」という。)との双方に規定がある事項については、本会則等または施設利用規約等に別段の定めがない限り、本会則等の規定が優先して適用されるものとします。

第5条 (目的)

本クラブは、会員等がクラブ内の施設を利用することにより、会員等の心身の健康維持及び増進を図るとともに、会員等相互の親睦を図り、格調ある社交クラブを目指すことを目的とします。

第6条 (会員)

1. 本クラブは、会員制とし、会員の種類は以下のとおりとします。
 - (1)個人会員 個人を対象とし、記名式とします。
 - (2)法人会員 法人を対象とし、無記名式とします。
2. 会社は将来、施設の利用状況を判断して、前項に定める種類以外の会員を設けることができます。

第7条 (入会資格)

1. 本クラブは、次のいずれかに該当する個人または法人の入会をお断りさせていただきますので、ご了承ください。
 - (1)暴力団、暴力団員等及び暴力団経営支配法人等(いずれも神奈川県暴力団排除条例(2011年4月1日施行)第2条において定義するものを指します。)並びにその関係者(以下まとめて「暴力団等」という。)
 - (2)総会屋、国際犯罪組織、国際テロリスト、社会運動標ぼうゴロその他の反社会的勢力及びその関係者(以下まとめて「反社会的勢力等」という。)
 - (3)暴力団等または反社会的勢力等が事業活動を支配する法人その他の団体及びその関係者
2. 本クラブの個人会員の入会資格は次の各号のすべて

に該当する方とします。

- (1)健康に異常がなく、自己の健康管理能力を有する方。なお、健康状態によって医師の診断書を提出していただく場合があります。
 - (2)本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
 - (3)刺青をしていない方。
 - (4)満20歳以上の方。
 - (5)本会則等、施設利用規約等及びその他会社が定める事項を承認していただける方。
 - (6)前項各号のいずれにも該当しない方。
3. 本クラブの法人会員の入会資格は、次の各号のすべてに該当する法人とします。
 - (1)本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある法人。
 - (2)本会則等、施設利用規約等及びその他会社が定める事項を承認していただける法人。
 - (3)第1項各号のいずれにも該当しない法人。
 4. 第2項の規定は、法人会員の役職員として第11条第1項の利用券により施設を利用する方及び第14条のビジターに準用します。

第8条 (入会手続き)

1. 本クラブに入会を希望する方は、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た後に入会金と会費(2ヶ月分)を会社に納入するものとします。なお、入会金及び会費は、会社が別に定める金額とします。
2. 会員資格は、前項による入会金及び会費の納入が完了した日に取得します。
3. 会社は施設の状況その他諸事情を勘案し、入会をお断りすることができ、その理由を提示する義務を負わないものとします。
4. 個人会員の会員資格有効期限は、入会から3年とします。会員資格は有効期間満了の3ヶ月前までに所定の手続きに従って別途定める更新料をお支払いのうえ、更新することができます。

第9条 (入会金)

入会金は、第19条第3項の場合をのぞいては、如何なる場合も返還いたしません。

第10条 (会員資格の譲渡期限及び名義変更)

1. 本クラブの会員資格は、本人限りとし、これを譲渡または担保等に供することはできません。ただし、個人会員が配偶者または二親等以内の親族で、第7条の資格を有する方1名にその会員資格を譲渡しようとする場合に限り、所定の手続きにより会社の承認を得て会員名義の変更をすることができます。なお、名義変更料については別途定めます。
2. 本クラブの個人会員が死亡した場合は、3ヶ月以内の申し出により、所定の手続きにより会社の承認を得て相続人1名(配偶者または二親等以内の親族で、第7条の資格を有する方に限る)がその資格を継承することができます。なお、名義変更料については別途定めます。
3. 第1項ただし書きによる名義変更及び前項による名義変更は会費その他未納金がある場合には、その手続

会則

Sheraton Sports Club

きをすることができません。

第11条（会員証等の交付）

1. 個人会員には会員証を、法人会員には別に定める枚数の利用券を交付します。会員証は第三者に貸与することはできません。なお、会員資格を喪失した場合にはこれらを直ちに会社に返還するものとします。
2. 会員は会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続きを行い再発行を申請するものとします。なお、再発行に伴う実費は会員の負担となります。
3. 利用券は1枚により、1名・1回の施設利用ができます。利用券は法人会員の役職員以外は使用できません。また利用券は再発行できません。

第12条（会費）

会員は別途定める会費を会社に前納しなければなりません。既納の会費は、第19条第3項の場合を除いては、返還しません。

第13条（施設の利用）

1. 会員等は、所定の料金を支払って本クラブの施設を利用することができます。
2. 会員等は、本クラブの施設を利用する場合、会員証（法人会員の役職員については第11条第1項の利用券）を係員に提示しなければなりません。

第14条（ビジター）

会社は施設の利用状況を判断して、個人会員が同伴する方、ホテル宿泊者及び会社が認める者（以下「ビジター」という。）に施設を利用させることができます。ビジターに関する事項は別途細則に定めます。

第15条（責任事項）

1. 会員等及びビジター（以下「施設利用者」という。）は、自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を利用するものとし、本クラブ内で発生した人的物的事故及び施設利用者相互間のトラブルについて、会社は一切責任を負わないものとします。
2. 個人会員は、同伴したビジターの本クラブ内における行為及び本クラブに対する支払い等一切についてビジターと連帯してその責任を負うものとします。

第16条（除名）

会社は、会員等が次の各号いずれか一つに該当すると認めた場合は、会員を除名することができます。

- (1) 会費、その他の支払いを3ヶ月以上滞納したとき。
- (2) 故意または重大な過失により施設を破損したとき。
- (3) 故意または重大な過失により本クラブの運営を妨げたとき。
- (4) 本会則等、施設利用規約等またはその他会社の定める事項に違反したとき。
- (5) 会員等としての品位を損なったり、公序良俗に反する行為のあったとき、または本クラブの名誉または信用を毀損したとき。
- (6) 第7条に定める入会資格を欠いていることが判明したとき。

第17条（退会）

会員が本クラブを退会しようとするときは、所定の退会届を退会しようとする日の属する月の前月20日までに本クラブに提出するものとします。

第18条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の各号の一つに該当した場合、会員資格を喪失するものとします。
 - (1) 退会した場合。
 - (2) 除名された場合。
 - (3) 個人会員が死亡した場合（ただし、相続人が第10条第2項により資格を継承した場合を除く。）。
 - (4) 個人会員の会員資格有効期間が満了し、更新手続きをとらなかった場合。
 - (5) 破産した場合。
 - (6) 法人会員の場合には当該法人の解散または会社更生、民事再生の申請があった場合。
2. 前項による会員資格喪失時に会費等の未納があるときは、ただちにこれを完納するものとします。

第19条（施設の閉鎖、利用制限）

1. 天災地変、法令の制定改廃、行政指導、その他運営上やむを得ない事由が発生した場合または、経済・社会情勢の変化その他事業上相当の事由がある場合は、会社は施設の全部または一部を廃止または利用制限することができるものとします。なお、施設の全部を廃止または利用制限する場合には、会社はやむを得ない場合のほかは、原則として3ヶ月前に予告するものとします。
2. 会社は、特別行事、講習会、スイミングスクール等の開催その他必要と認めるときは、会員等の施設の利用を制限することができるものとします。
3. 第1項により施設の全部が廃止されたときは、当該廃止の日をもって会員は退会したものとして取扱います。この場合、前納された会費に未経過分があるときは、第12条の規定にかかわらず、その未経過分を日割計算により無利息で返還します。また、当該廃止が事業上相当の事由があることによるときは、第9条の規定にかかわらず、会社は入会后6ヶ月未満の会員についてはその入会金の全額を、入会后6ヶ月以上12ヶ月未満の会員についてはその入会金の50%を、無利息でそれぞれ返還します。以上のほかは、会社は、第2項による施設の廃止及び利用制限について、名目のいかんを問わず補償はいたしません。
4. 会社は、前項による入会金の返還にあたっては、会費その他の未納金を控除することができます。

第20条（運営の関与の禁止）

会員等は本クラブの運営に関与することはできません。

第21条（通知）

会員への通知は会員から届け出があった最終の住所または連絡先宛に郵便で発送することにより、その発送の翌日に会員に届いたものとして取り扱います。

会則

Sheraton Sports Club

第22条（個人情報保護）

会社は、会社及び本クラブの保有する会員等の個人情報を、会社が別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

第23条（合意管轄）

本会則に関する紛争については、会社の所在地を管轄する地方裁判所が専属的に管轄するものとします。

第24条（細則等）

本会則に定めなき事項は細則、利用規定に定めるほか、必要に応じ、会社が別途定めます。

第25条（改正等）

会社は本会則等その他の改正、変更を行うことができます。改正、変更の効力はすべての会員等におよぶものとします。

（付則）本会則は、2023年4月1日から改定施行します。

細則

Sheraton Sports Club

第1条 (入会金)
シェラトンスポーツクラブ会則 (以下「会則」という。)
第8条第1項の入会金は別表記載の金額とします。

第2条 (会費)
会則第12条における会費は別表記載の金額とします。

第3条 (施設利用料)
会則第13条における施設利用料は別表記載の金額とします。

第4条 (会費その他の支払い方法)
1. 会費
会費は毎月6日までに会員の指定した金融機関預金口座から当月分を口座振替により支払うものとします。
2. 施設利用料
ご利用の都度お支払いいただきます。

第5条 (施設利用の範囲及びビジター)
1. 会員等 (個人会員及び法人会員の役職員をいいます。以下同じ) 及びビジターとともに本クラブ内の全施設をご利用いただくことができます。ただし、施設によってはあらかじめご予約をいただくか、あるいはご利用の時間帯を制限させていただく場合があります。
2. ビジターは、満20歳以上の方のご利用に限らせていただきますが、満20歳以上の方が同伴している場合は、満13歳以上の方もご利用いただけます。
3. 個人会員が同伴するビジターは原則として2名以内としますが、会社は施設の利用状況により上記ビジターの人数を変更することができます。

第6条 (休会)
1. 個人会員が長期出張、傷病その他やむを得ない事情により6ヶ月以上施設の利用ができない場合は、事前にその期間及び理由を明記した休会届けを提出していただき、会社の承認を得て休会することができます。
2. 休会期間中は休会費をお支払いいただきます。休会期間の起算月は、休会の承認を得た日の属する月の翌月とします。
3. 休会中の会員は、休会事由がなくなったときは復帰届を会社に提出して復帰することができます。この場合、復帰の日の属する月から通常の会費をお支払いいただきます。
4. 休会の最長期間は休会開始日より1年間とさせていただきます。

第7条 (名義変更手数料)
会則第10条の名義変更料は別表記載の金額とします。

第8条 (更新料)
会則第8条第4項の更新料は別途記載の金額とします。

第9条 (変更事項の届出)
会員は住所 (法人会員の場合、事務所の所在地) 連絡先、役職等入会申込書記載事項に変更のあった場合には速やかに所定の提出用紙により届け出ていただくものとします。

第10条 (消費税・地方消費税及び銀行振込手数料)
以下の費用は会員負担とさせていただきます。
(1) 入会金、会費、施設利用料等にかかる消費税・地方消費税。
(2) 入会金、会員の支払いに伴う銀行振込手数料。

第11条 (休業日及び会員利用時間)
1. 本クラブは12月を除く毎月末日を休業日とさせていただきます。
2. 施設の保守・点検等の事由により休業日以外の日であっても休業させていただくことがあります。この場合には、あらかじめ会員に対し通知します。ただし、やむを得ない場合は、掲示を以って変えることがあります。
3. 利用時間は以下のとおりとします。
平日 午前10時より午後9時まで
土・日・祝 午前9時より午後9時まで

第12条 (会費等の変更)
会費、施設利用料及び名義変更料等については、経済情勢の変動により変更させていただく場合があります。

第13条 (改正等)
会社は本細則の改正、変更を行うことができ、改正、変更の効力は全ての会員等におよぶものとします。

(付則) この細則は、2023年4月1日から改定施行します。

別表

	法人会員	個人会員
入会金	330,000円(税込)	121,000円(税込)
月会費	33,000円(税込)	20,000円(税込)
施設利用料	1,100円(税込)	無料
休会費	—	2,000円(税込)
名義変更料	—	5,500円(税込)
更新料	—	55,000円(税込)
会員証再発行料	—	1,650円(税込)

※個人会員が同伴するビジターの施設利用料1名につき3,300円(税込)

施設利用規定

Sheraton Sports Club

第1条 (規定の適用)

シェラトンスポーツクラブ（以下「本クラブ」という。）の施設を利用される方は、会則及び細則の定めのほか、本規定及び「横浜ベイシェラトンホテル& Towers施設利用規約」（以下「施設利用規約」という。）の定めに従ってご利用いただきます。

第2条 (利用手続)

1. 本クラブの施設を利用される会員等は、当日フロントにおいて会員証または利用券（以下「会員証等」という。）を提出していただきます。
2. ビジターでのご利用はフロントにおいて所定の用紙に記入していただきます。

第3条 (利用の拒絶)

1. 会社は、利用者が以下の各号いずれかに該当すると会社が認めるときは、その都度または将来にわたり施設のご利用をお断りすることがあります。
 - (1) 集団的または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがあるとき、及びその他公の秩序、または善良の風俗に反する行為をなすおそれがあるとき。
 - (2) 伝染性の疾病等にかかっている方及び特に医師から施設の利用を止められている方。
 - (3) 他の利用者に迷惑をかけるおそれがある方。
 - (4) 会則第7条第1項のいずれかに該当する方。
 - (5) 酒気を帯びている方。
 - (6) 刺青をしている方。
 - (7) その他の理由により、本クラブを利用することが好ましくない事由がある方。
2. 利用を開始した後でも、会社は利用者が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その都度または将来にわたり施設のご利用をお断りすることがあります。

第4条 (休業日・営業時間)

本クラブの休業日と営業時間は、会社の定めるところによるものとします。ただし、臨時に変更することができるものとします。

第5条 (利用料等)

施設利用料その他の利用料等の支払いは、会社が定める方法によりご利用の都度お支払いいただきます。

第6条 (ロッカー)

ロッカーは、フロントで指定された番号のロッカーをご利用いただけます。ロッカーでの金銭その他貴重品の盗難その他の事故については、会社は一切の責任を負いません。

第7条 (携帯品)

本クラブの施設内においての携帯品等は利用者が自己の責任で管理していただきます。これらについては、会社は一切の責任を負いません。

第8条 (賠償限度額)

利用者が本クラブの施設内に持ち込んだ物品（会社がお預かりした物品を含みます。）の紛失、盗難、滅失、毀損その他の事故による損害について、前3条の規定にかかわらず会社が賠償責任を負担することとなったときは、その賠償の限度額は15万円とします。

第9条 (自己責任とルール等の遵守)

本クラブの施設利用にあたっては、危険を伴う場合のあることを認識し、ルール及びマナーを守り自己の判断と責任で利用していただきます。

第10条 (駐車)

駐車については別に定める「横浜ベイシェラトンホテル& Towers駐車場管理規定」によります。

第11条 (禁煙)

本クラブの施設内は喫煙できません。

第12条 (利用者相互間の紛争)

利用者が他の利用者による暴力行為その他の行為等により損害を受けた場合は、その損害賠償はその相手方に直接請求するなど利用者相互間で直接解決するものとし、会社はそれに関し一切の責任は負いません。

第13条 (会社への損害)

利用者は、会社に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。

第14条 (持込禁止品)

本クラブの施設内に次の物を持ち込むことはできません。

- (1) 動物、鳥類その他のペット等。
- (2) 悪臭を放つもの。
- (3) 鉄砲刀剣類。
- (4) 発火、爆発のおそれのあるもの。
- (5) 騒音を発するもの。
- (6) 毒物、劇物等の危険物。
- (7) 他の利用者に迷惑をおよぼすおそれのあるものまたは施設もしくは運営の障害になるおそれのあるもの。
- (8) 以上のほか、施設利用規約によりホテル内への持ち込みが禁止されているもの。

第15条 (禁止される行為)

本クラブの施設内での違法行為または次の行為をすることができません。

- (1) 賭博その他の違法行為または風紀を乱す行為。
- (2) 物品販売、宣伝広告等の営業行為。
- (3) 飲食行為。
- (4) 他の利用者に迷惑をおよぼすもしくは不快感を与えるおそれのある行為または、施設もしくはその運営の障害になるおそれのある行為。
- (5) 以上のほか、施設利用規約により禁止されている行為。

第16条 (諸規制の遵守)

以上のほか、利用者は、会社及びその業務に従事するものが必要と認めて随時行う口頭もしくは掲示等を遵守していただきます。

第17条 (規定の改正等)

会社は、随時本規定を改正、変更することができ、改正、変更の効力は全ての会員等に及ぶものとします。

(付則) 本規定は、2023年4月1日から改定実施します。